

議案第22号

調停について（健康局関係）

債務不存在確認調停事件について、次のとおり調停を成立させる。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 申立人 医療法人味木会 (社団) 相手方 大阪市 2 大阪簡易裁判所 令和元年(ノ)第363号 債務不存在確認調停事件	本市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関である申立人に対し、同法第40条第2項の規定に基づき、結核患者が申立人において受けた医療に要した費用（以下「結核医療費」という。）を支払ってきたが、当該結核医療費の一部に、国民健康保険法等の規定により結核患者が医療に関する給付を受けることができる医療に要した費用が含まれていた等の誤りがあり、その結果、当該結核医療費の一部が過払となっていることが判明したため、申立人に対し、平成26年4月から平成29年8月までの診療分に関する結核医療費に係る過払金金61,941,712円及びこれに対する延滞金（以下「本件返還請求金」という。）の支払を求めた。 これに対し、申立人は、本市が申立人より結核医療費の請求時に提出されたレセプトの確認を行っていなかったこと等の事情を踏まえると、本

	市が申立人に対し本件返還請求金の支払を求めることは、信義則違反又は権利濫用に当たること等を理由に、本市に対し、本件返還請求金の支払義務が存在しないことの確認を求めて調停を申し立てたところ、このたび裁判所の調停委員会の意見を受けて調停を成立させるものである。
--	---

2 調停条項の要旨

申立人は、本市に対し、解決金として金18,619,918円を支払う。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務不存在確認調停事件について、調停を成立させるため、この案を提出する次第である。